

岡崎市内で土壤汚染の報告がありました。

本日、岡崎市鴨田町の合資会社双葉鍍金工業所の土地所有者から、土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、同工業所跡地における土壤汚染に係る調査結果の報告がありました。

この調査は、同工業所において水質汚濁防止法に規定される有害物質使用特定施設が廃止されたことに伴い行われたものです。

調査の結果、法に規定する基準を超過しました。

その概要は、下記のとおりです。

記

1 調査対象地

岡崎市鴨田町字北浦4番3の一部（416.59平方メートル）

2 調査結果内容

(1) 調査の実施期間

平成28年4月19日～平成28年10月3日

(2) 調査項目

六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物の3項目

(3) 土壤汚染の調査結果

ア 土壤溶出量基準

六価クロム化合物、シアン化合物並びにほう素及びその化合物について、一部の調査区画で次のとおり法に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	超過地点数 /調査地点数
六価クロム化合物	130 mg/l (2600倍) 注	0.05 mg/l以下	2 / 6
シアン化合物	25 mg/l	検出されないこと	5 / 7
ほう素及びその化合物	58 mg/l (58倍) 注	1 mg/l以下	5 / 7

注：（ ）内は、土壤溶出量基準に対する倍率

イ 土壤含有量基準

六価クロム化合物及びシアン化合物について、一部の調査区画で次のと

おり法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	超過地点数 /調査地点数
六価クロム化合物	2000 mg/kg (8倍) 注	250 mg/kg以下	1 / 6
シアン化合物	490 mg/kg (9.8倍) 注	50 mg/kg以下	2 / 7

注：（ ）内は、土壌含有量基準に対する倍率

(4) 汚染場所

別紙参考資料参照

(5) 汚染原因

鍍金作業に無水クロム酸（六価クロム化合物）、シアン化ナトリウム（シアン化合物）及びニッケルメッキ液（ほう素及びその化合物）を使用していたことにより、土壌が汚染されたと考えられます。

3 応急措置について

汚染があった土地についてはシートにより養生がされており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。

4 今後の措置について

土壌汚染に係る詳細調査を行い、汚染範囲を確定させた後、適正に措置する予定です。

5 市環境保全課の対応

敷地周辺の飲用井戸の有無の調査及び飲用指導をした上で、当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。